

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況

カンボジアは1995年に「世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization「WIPO」)」に加盟し、それに伴い1997年9月22日には商業省内に知的財産部(Intellectual Property Division)が設立された。また、1998年にはパリ条約に加盟した。当初、知的財産権保護に関する法的枠組みは十分ではなかったが、2000年以降、カンボジア政府は知的財産権に関する一連の法制整備に努力を重ね、2004年のWTO加盟時にはTRIPs協定³の履行義務を果たしている。

カンボジアにおける知的財産を管轄しているのは、①商業省 知的財産局、②鉱工業・エネルギー省 知的財産局、③文化・芸術省 著作権部の3機関。

また、今後以下の法律を制定し、知的財産権の保護規制整備がさらに進められる予定である。

- ① 「非公開情報と取引機密の保護に関する法律」
- ② 「IC配列設計の保護に関する法律」
- ③ 「地理表示の保護に関する法律」

2. 技術援助契約締結に当たっての留意点

(1) 商標

2002年に施行された「商標、名称、不公正競争に関する法律」により商標は保護されている。同法はカンボジアで初めての知的財産権を保護する法律である。

カンボジア国内の商標に対する排他的権利は、商業省知的財産局で登記することによって取得が可能。「事業者の商品またはサービスを識別することができる標章」(同法第2条)について、商標として登記することができる。ただし、識別性がない標章、公序良俗に反する標章、商品の産地と混同する標章、国旗もしくは国を示すエンブレムと同一もしくは類似する商標などは登録することができない。商標登録言語は英語もしくはクメール語を使用する必要がある。

商標の保護期間は10年間で、商標登記から5年経過後の1年以内に商標使用宣言書の提出が必要となる。また、更新費用を支払うことにより10年毎の更新が認められている。

³知的所有権の貿易関連の側面に関する協定：知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準

(2) 特許・実用新案証明・工業意匠

2003年1月22日に制定された「特許、実用新案、工業意匠に関する法律」により、許諾済み特許、実用新案及び工業デザインは保護されている。いずれの登録申請も、鉱工業・エネルギー省にて行う。

①特許

「特許」とは発明を保護するために与えられる権利を指し、「発明」とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを指す。発明は製品・方法、ないしはそれらに関連するもので、新規性、進歩性を有し、工業的に応用可能な場合において特許が許諾される。特許に対する権利は発明者に帰属し、20年間保護される。

②実用新案証明

実用新案証明は、新規で工業的に応用可能であり、かつ製品・方法もしくはそれらに関連する実用新案の保護のために供与されるものである。特許登録に必要な進歩性は不要であり、画期的な段階を経ない発明においては、実用新案証明の取得が妥当である。

申請登記の日から7年目の年末に失効し、更新はできない。特許の許諾または拒絶以前においては、1度に限り特許申請を実用新案証明の申請に変更することができる。

③工業意匠

線、色、三面体の組み合わせ、またはその材質によって、工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、それらが産業上利用可能で新しい場合には工業意匠として登記することが出来る。登記申請日または先願日以前の12ヵ月間に世界中において未公開である場合に「新規」であると見做される。

登録所有者以外の人間が登録工業意匠による物品をカンボジアで製造・販売・輸入するには、登録所有者の合意が必要である。工業意匠の登記は登記申請日から5年間有効であり、さらに5年間ずつ2回にわたり更新可能である。

(3) 著作権

2003年に制定された「著作権及び関連する権利に関する法律」により、著作権は保護されている。保護の対象は、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容。文化的な製作物の適正かつ正しい利用を保証するため、著者及び演奏者に著作物に関する倫理的権利、経済的権利を与えている。倫理的権利は永久的であり譲渡不可能で時効は存在しない。経済的権利は著者の死後50年間存続する。

経済的な紛争が生じた場合などに法の適用を容易にするため、著作権者は文化・芸術省に作品を供託または登録することができる。

図表 14-1 カンボジアで保護対象となっている知的財産権の概要

	法律 (施行)	所管	登録要件	保護期間
特許	特許、実用新案、工業に関するデザイン法 (2003/1/22)	鉱工業・エネルギー省 知的財産局	新規性/進歩性/工業的 応用可能性	出願から20年
実用新案	特許、実用新案、工業に関するデザイン法 (2003/1/22)	鉱工業・エネルギー省 知的財産局	新規性/工業的応用可能 /製品もしくは製品の製 造プロセスまたは関連 するもの	出願から7年
工業意匠	特許、実用新案、工業に関するデザイン法 (2003/1/22)	鉱工業・エネルギー省 知的財産局	新規性/産業的利用可能 性	出願から5年間 5年ずつ2回更新でき る(最長15年)
商標	商標・名称・不正競争に関する法律 (2002/2/7)	商業省 知的財産局	商品またはサービスの 識別が可能であること	出願から10年(10年 毎に更新可)
著作権	著作権及び関連する権利に関する法律 (2003)	文科芸術省 著作権部	新規性	対象作成の日から著 者が死亡した日の後 50年

(出所) ADB「カンボジア商業登記ハンドブック」、日本国特許庁資料より作成